

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
国際協力排出削減量関係事務を行う指定実施機関
申請意向調査要領

令和7年2月6日

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付 JCM 推進室
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ地球環境対策室
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室

1. はじめに

令和6年6月19日に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号。以下「改正法」という。）の規定のうち指定実施機関に係る規定が令和7年4月1日に施行されることに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令（令和7年農林水産省・経済産業省・環境省令第2号。以下「省令」という。）が令和7年1月31日に公布され、同年4月1日に施行されます。

これを踏まえ、今後、改正法による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第57条の19に基づく指定実施機関の指定を行うこととなります。指定実施機関の指定は、法の施行後、法に定める国際協力排出削減量関係事務の円滑な実施に向け、速やかに行う必要があります。また、これまで二国間クレジット制度（JCM）の実施に関しては、複数の団体・民間企業がJCMに関連する様々な事務を実施してきており、指定実施機関への申請の意向がある法人が複数存在しうる状況です。このような状況を踏まえ、申請の意向を持つ法人を把握し、円滑かつ公平に指定の手続きを進めていくことを目的として、指定実施機関への申請の意向についての調査を実施します。

指定実施機関が行う国際協力排出削減量関係事務の内容、提出方法その他必要な事項は、この調査要領に記載するとおりですので、指定の申請を検討される方は、熟読いただき、「4.（3）提出書類」記載の書類を必ず提出いただくようお願いいたします。

なお、指定実施機関の申請の手続その他の指定実施機関に関する事項については、本調査期間に関わらず「4.（2）提出先・問合せ先」にお問い合わせください。

2. 国際協力排出削減量関係事務の実施内容について

指定実施機関は、法に定める国際協力排出削減量関係事務を的確に実施することが求められます。具体的には以下のとおりです。

①JCM パートナー国・新規パートナー国候補との調整等

○パートナー国・新規パートナー国候補の権限ある当局との調整及び事業者への通知

- ・改正法に基づき、JCM クレジットの獲得を目指して、合同委員会における事業概要書（PIN）の承認、JCM 方法論の承認、第三者機関（TPE）の指定、国際温室効果ガス排出削減等協力事業（以下「JCM プロジェクト」という。）の登録、JCM クレジットの発行、クレジット配分を踏まえた我が国登録簿へのクレジット発行等の決定が円滑に採択されるよう、パートナー国の権限ある当局の実務者や意思決定者等と調整を行う。また、協議の結果、当該パートナー国の権限ある当局の同意があった場合は、速やかに、その旨を当該 JCM プロジェクトを実施しようとする者に通知する。
- ・新規パートナー国候補について、関係省庁と連携して新規パートナー国候補との JCM 構築の協議を行う。

○合同委員会事務局の運営

- ・ JCM の合同委員会の事務局として、合同委員会の開催に向けた調整、資料の準備、必要な情報の公表等の業務を実施する。
- ・ その他 JCM 合同委員会事務局の対応として必要な各種手続及びプロセス管理、規則類の作成・レビュー、方法論の管理等の業務を実施する。

②国際協力排出削減量口座簿（JCM 登録簿）の運営

- ・ JCM を運用する上で、既に発行されたクレジットや今後発行されるクレジットの管理等に必要な JCM 登録簿の運用・保守を行う。
- ・ JCM 登録簿におけるクレジット発行申請書に基づく JCM クレジットの発行、政府保有口座の開設、法人等保有口座の開設、法人等保有口座名義人への必要事項の通知、法人等保有口座名義人の法人名や所在地等の変更、法人等保有口座名義人の求めに応じた振替（応じない場合の対応を含む。）、記録事項の証明、手数料の管理、その他 JCM 登録簿の運用・保守等に必要な手続（ID・パスワードの再発行等）を行う。

③認定検証機関（第三者機関（TPE））の認定

- ・ 認定検証機関の認定・休廃止の申請を受け付け、内容を精査し、認定・休廃止を行う。
- ・ 認定検証機関の要件を確認し、必要な場合には認定取消しを行う。

④効率的なプロジェクト実施のための手続支援等（下記のうち全部又は一部）

- ・ JCM プロジェクトの円滑な実施を支援するため、事業概要書（PIN）、方法論、事業設計書（PDD）及びモニタリングレポート等の作成支援並びに JCM クレジットの発行申請のための支援を行う。
- ・ 効率的なプロジェクト実施に向けたプロセスの合理化等の検討やパートナー国等との密なコミュニケーションに資する取組を行う。

⑤プロジェクト管理プラットフォームの管理（下記のうち全部又は一部）

- ・ 各パートナー国における（イ）JCM 制度の整備・活用状況、（ロ）パイプラインの進行状況、（ハ）要対応事項、を一元管理するためのプロジェクト管理プラットフォームを構築及び管理する。

⑥情報発信ウェブサイトの管理（下記のうち全部又は一部）

- ・ JCM の規則類やプロジェクト等に関する情報を発信するためのウェブサイトと、我が国 JCM 登録簿システムを一元的に、管理・保守・運用（情報更新）する。
- ・ JCM に関する情報の整理及び関係者等への共有を行う。

⑦JCM の案件形成に関する取組（ソーシング）（下記のうち全部又は一部）

- ・ 案件形成に向け、説明会の開催、個別相談の対応等を通じた企業等への働きかけを行う。

なお、令和 7 年度に指定実施機関が行うことが求められる業務の想定については、「4.（2）提出先・問合せ先」に問い合わせください。

3. 提出要件

①次のいずれにも該当しないこと。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- 二 法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうちに、二に該当する者があること。

②提出書類に記載した内容等について、環境省、経済産業省及び農林水産省による問合せ等に対応できること。

③改正法の施行後に遅滞なく、法第 57 条の 19 に基づく指定実施機関への指定の申請書類、法第 57 条の 19 第 4 項の国際協力排出削減量関係事務の一部の他の者への委任の承認に係る申請書類、法第 57 条の 22 第 1 項の役員の選任の認可に係る申請書類、法第 57 条の 24 第 1 項の事務規程の認可に係る申請書類並びに法第 57 条の 25 第 1 項の事業計画書及び収支予算書の認可に係る申請書類を提出できること。詳細は、別紙の参考情報を参照のこと。

④法第 57 条の 20 に基づく、指定にかかる申請が適合すべき基準を十分理解していること。詳細は、別紙の参考情報を参照のこと。

4. 提出書類の提出について

（1）提出期間等

提出期間： 令和 7 年 2 月 6 日（木）～令和 7 年 2 月 27 日（木）【17:00 必着】

提出方法： 電子メールにより、「（2）提出先・問合せ先」記載の電子メール宛先に、件名を「指定実施機関の申請意向調査について」と記載して（3）の提出書類を送付の上、提出した旨を受付時間内（10:00～12:00、13:00～17:00／月曜～金曜（祝日を除く））に「（2）提出先・問合せ先」の担当宛に電話で御連絡ください。

（2）提出先・問合せ先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付 JCM 推進室

電話：03-5521-8246（担当：岡島、森）

電子メール宛先：jcm-contact★env.go.jp

（★を@に変更して送信してください。）

(3) 提出書類

■ 登録用紙（別添）

提出要件の①を確認するため、参考として以下も提出してください。

■ 定款及び登記事項証明書

提出要件の③を確認するため、参考として以下も提出してください。

■ 現に行っている業務の概要を記載した書類

■ 国際協力排出削減量関係事務に相当する事務又はそれと類似する事務の実績を記載した書類

(4) 提出に当たっての注意事項

(イ) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出した法人の負担とします。

(ロ) 提出された書類は、環境省、経済産業省及び農林水産省において、適切に保管し、調査以外の目的で提出した法人に無断で使用しません。また、書類の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示する場合があります。

(ハ) 提出した法人には、その後の指定実施機関の速やかな指定に向けて、指定の申請書類等の提出を求め、環境省、経済産業省及び農林水産省においてあらかじめ確認を行う場合があります。

5. 調査結果の公表について

調査結果は、調査の終了後、環境省、経済産業省及び農林水産省から公表します。

【参考情報】指定実施機関への指定および認可に関する書類一覧

○法第 57 条の 19 第 2 項の指定実施機関への指定の申請にかかる書類（省令第 2 条）

- ☐申請書
- ☐定款及び登記事項証明書
- ☐最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類
- ☐申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- ☐申請に係る意思の決定を証する書類
- ☐役員の氏名及び略歴を記載した書類
- ☐組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ☐現に行っている業務の概要を記載した書類
- ☐国際協力排出削減量関係事務に相当する事務又はそれと類似する事務の実績を記載した書類
- ☐国際協力排出削減量関係事務を行う者の氏名及び略歴を記載した書類
- ☐国際協力排出削減量関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- ☐法第 57 条の 20 第 2 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ☐その他参考となるべき事項を記載した書類

○法第 57 条の 19 第 4 項の国際協力排出削減量関係事務の一部を他の者に委託することの承認にかかる書類（省令第 3 条）

- ☐申請書
- ☐理由書
- ☐事務の委託契約の内容を記載した書類
- ☐受託者が法人である場合には、受託者の定款及び登記事項証明書
- ☐最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類
- ☐受託者が法人である場合には、受託者の役員の氏名及び略歴を記載した書類
- ☐受託者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- ☐委託しようとする事務又はそれと類似する事務に係る受託者の実績を記載した書類
- ☐委託しようとする事務を行う者の氏名及び略歴を記載した書類
- ☐委託しようとする事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- ☐受託者が法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ☐その他参考となるべき事項を記載した書類

○法第 57 条の 22 第 1 項にかかる役員の選任の認可にかかる書類

○法第 57 条の 24 第 1 項の事務規程の認可にかかる書類

☐事務規定

○法第 57 条の 25 第 1 項の事業計画書及び収支予算書の認可にかかる書類

☐事業計画書

☐収支予算書

【参考情報】法第 57 条の 20 に基づく指定の基準

- 一 職員、国際協力排出削減量関係事務の実施の方法その他の事項についての国際協力排出削減量関係事務の実施に関する計画が国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 国際協力排出削減量関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。
- 三 国際協力排出削減量関係事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国際協力排出削減量関係事務が不公正になるおそれがないこと。